

議案第26号

たがわ情報センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和元年6月24日

田川市長 二 場 公 人

理 由

本案は、令和元年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が現行の8パーセントから10パーセントに引き上げられることに伴い、所要の改正をしようとするもので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものである。

たがわ情報センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

たがわ情報センターの設置及び管理に関する条例（平成14年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第8条第3号中「若しくは」を「又は」に改める。

第10条第1項第1号中「規則」の次に「の規定」を加え、同条第2項中「責を」を「責めを」に改める。

第12条中「当該指定管理者」を「指定管理者」に改める。

第13条の見出しを「（利用料金の還付）」に改め、同条中「認めたとき」を「認めるとき」に改める。

第15条中「は利用許可制限の満了前に」を削る。

第16条中「その責に」を「その責めに」に改める。

別表を次のように改める。

別表

1 施設利用料金

区分	単位	利用料金
事務室	1平方メートルにつき	円
SOHO		月額 1,430
研究開発室		
会議室	1時間につき	1,100
研修室		

2 備品類利用料金

区分	数量	利用料金
パソコン	1台	円 330
プロジェクター	1台	3,300
マイク	1個	330

3 冷暖房装置利用料金

区分	利用料金
1室1時間につき	550円

備考

- (1) 利用期間が1月に満たない場合の月額の利用料金は、日割り計算とする。この場合において、0円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- (2) 月額の利用料金は、利用する月の前月の末日までに納入すること。ただし、利用を開始した月の利用料金は、利用開始の際に納入すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に施行日以後のたがわ情報センターの施設の利用について許可を受け、当該利用に係る利用料金を納付している者の当該利用料金の額については、なお従前の例による。